

社会福祉法人 光栄会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光栄会（以下「当法人」という）定款第21条および第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

2 役員等の報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

役員、役員等の報酬

理事会・評議員会・監事監査、社会福祉施設等 指導監査、研修会、入札の立会い等への出席時	1000円(税抜)
--	-----------

役員に対して、年度の総額が200,000円を超えない範囲内で、報酬として支給することができる。

(広告の方法)

第3条 当法人の定款第39条に基づき、この法人の広告は、当法人の掲示場に、掲示するとともに、官報、新聞又は広告に掲載して行う。

(改廃)

第4条 この規程は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、令和6年4月1日より施行する。